

入札告示

札幌市告示第 889 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

平成 31 年 2 月 20 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）
電話 011-818-3413

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 市債務負担行為 厚別西地区（厚別西 5 条 2 丁目ほか）事業損失防止調査
イ 市債務負担行為 XIV-03000（東苗穂 12 条 3 丁目ほか）事業損失防止調査
ウ 市債務負担行為 厚別西地区（厚別西 3 条 1 丁目ほか）事業損失防止調査
エ 市債務負担行為 北郷 9 条 8 丁目ほか事業損失防止調査
オ 市債務負担行為 南あいの里 5 丁目ほか事業損失防止調査

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記 2(1)ア及びイの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 6 月 24 日まで。

上記 2(1)ウの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 7 月 2 日まで。

上記 2(1)エ及びオの役務は契約書に示す着手の日から平成 31 年 7 月 22 日まで。

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記 2(1)に記載の役務ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「建設関連調査サービス業」に登録しており、所在地区分が「市内」である者。
- (3) 補償コンサルタント登録制度において「事業損失部門」又は「物件部門」に登録していること。
- (4) 公共機関等^{※1}が発注した同種の調査^{※2}について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成 15 年 4 月 1 日以降に業務が完了しているものであること。
※1 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条第 15 号に掲げる機関をいう。
※2 同種の調査とは、事業施行中又は事業施行後における振動・騒音・日陰等により生ずる損害や河川改修工事・下水道工事等に伴う地盤変動に起因する建物等の損害等に関する調査をいう。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所のほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/30nenndo/jigyousonnshitsu30-5.html>

5 入札書の提出場所等

(1) 入札の日時及び場所

ア 入札日

平成 31 年 3 月 12 日（火）

イ 時刻

(ア) 上記 2(1)アの役務

午後 1 時 30 分

(イ) 上記 2(1)イの役務

午後 1 時 35 分

(ウ) 上記 2(1)ウの役務

午後 1 時 40 分

(エ) 上記 2(1)エの役務

午後 1 時 45 分

(オ) 上記 2(1)オの役務

午後 1 時 50 分

ウ 場所

下水道河川局庁舎 1 階大会議室（住所は上記 1 に同じ）

(2) 開札

入札終了後、直ちに上記 5(1)ウの場所にて行う。

(3) 入札書の提出方法

上記 5(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

(送付及び電送による提出は認めない。)

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が札幌市の休日であることを定める条例に定める休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査

(事後審査方式) する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。